

概要版

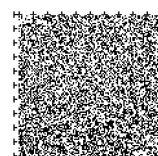
八王子市国民健康保険 データ活用保健事業実施計画 【改定版】

平成 30～令和 5 年度（2018～2023 年度）

令和 3 年(2021 年)3 月
八王子市

これは音声コードです。ユニボイスのアプリや読み上げ装置を使用すると音声で内容を聞くことができます。

※読み上げ装置やアプリのバージョンによっては正確な読み上げができない場合がございます。ご了承ください。



計画策定の背景と目的

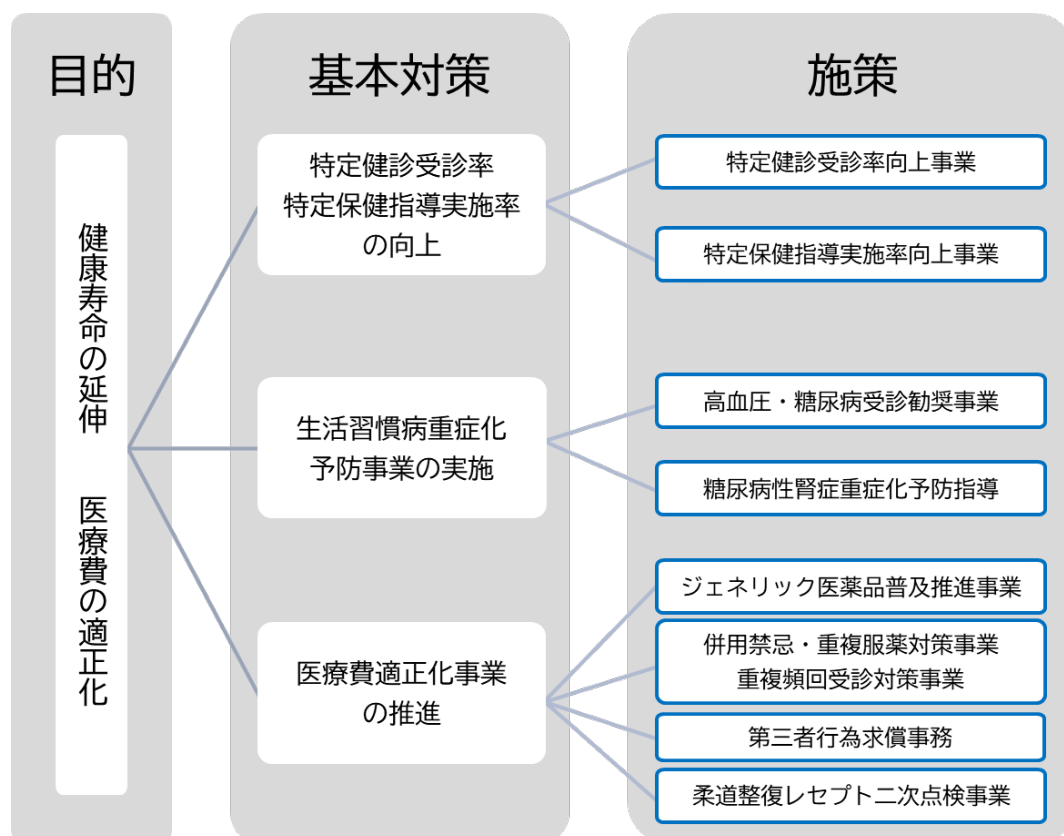
近年、医療機関のレセプト電子化が進み、保険者は健康状況や医療機関への受診状況・医療費状況を以前よりも容易かつ正確に把握できるようになっています。

平成 17 年(2005 年)に政府が策定した「医療制度改革大綱」では、平成 23 年度(2011 年度)当初からレセプトオンラインを完全義務化する方針が示されました。その結果、全レセプト件数に対する電子レセプトの割合は、平成 27 年(2015 年)5 月請求分で医科が 98.4%、調剤はほぼ 100%となっています。レセプトオンライン化は医療保険事務全体の効率化を図ることが目的でしたが、結果として、レセプトの電子化により保険者機能をさらに強化するものとなりました。つまり、電子化によりレセプト情報を効率的に解析できるようになり、そのデータに基づいて保健事業を展開できるようになったのです。

そして、平成 25 年(2013 年)6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「すべての健保組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づく本計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組」が求められることとなりました。

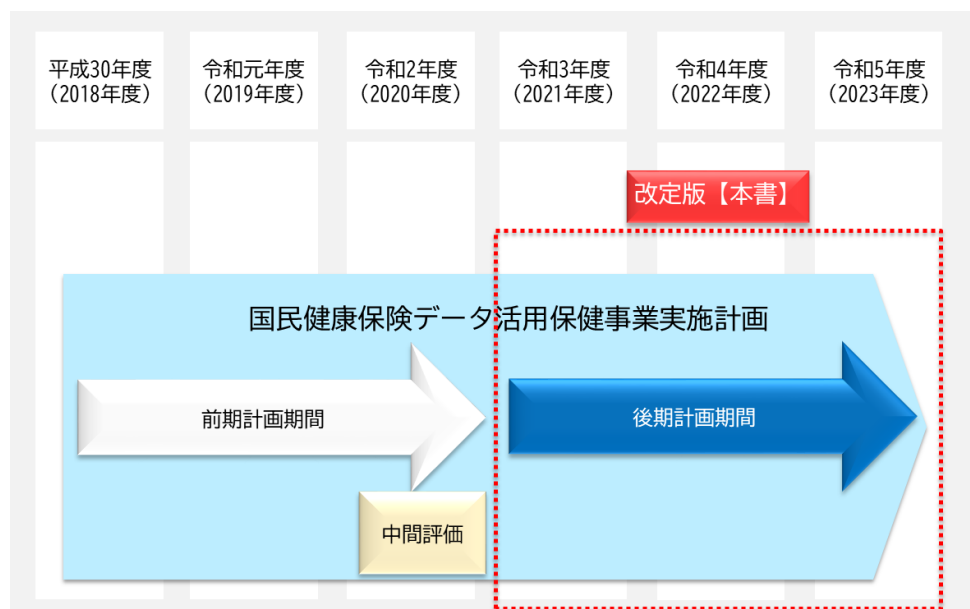
それを踏まえ、厚生労働省も平成 26 年(2014 年)3 月 31 日に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(本計画)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとされました。

本市国民健康保険(国保)においては、平成 30 年(2018 年)3 月に「第 3 期特定健康診査等実施計画」を包含した形で、「八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画」(本計画)を策定しました。本計画では下図に示すように、「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を目的に設定し、PDCA サイクルに基づき効果的・効率的に保健事業を展開しています。



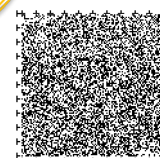
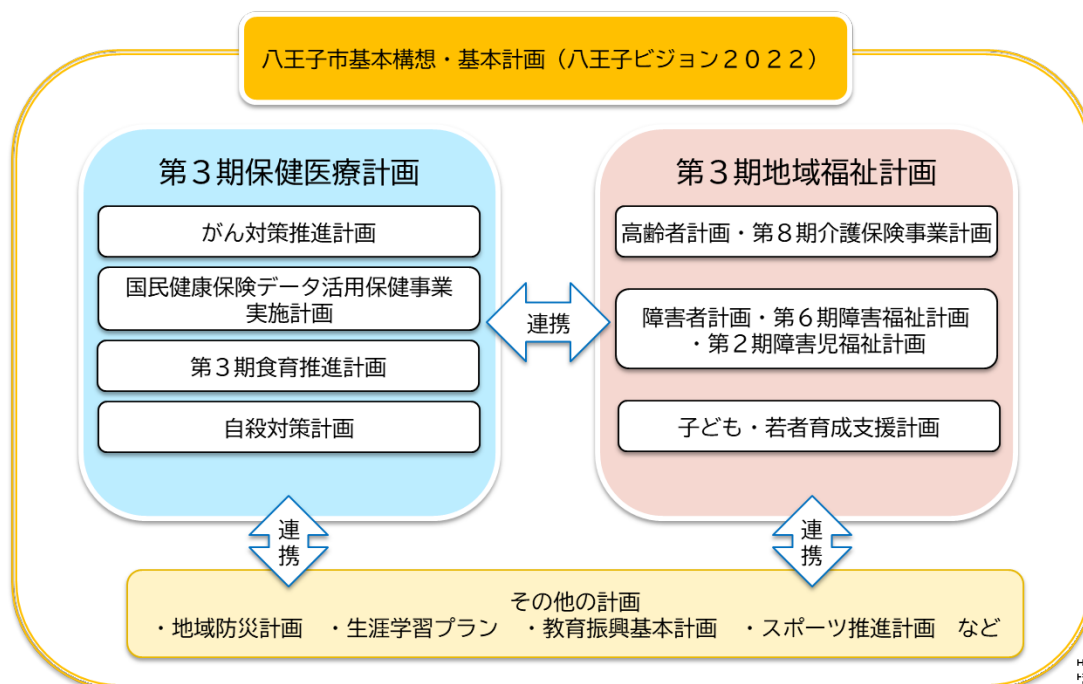
計画期間

国民健康保険法に基づく保健事業実施指針第四の五「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性も踏まえ、複数年とすること」を踏まえ、計画期間を平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間としています。さらに計画期間を前期3年と後期3年に区分しました。令和2年度(2020年度)をもって、本計画の前期終了となることから、中間評価に基づく計画の見直しを行います。



計画の位置づけ

本計画は、八王子市の基本計画である「八王子市基本構想・基本計画(八王子ビジョン 2022)」、また、「第3期八王子市保健医療計画」を上位計画とし、関係する計画とも連携を図っています。

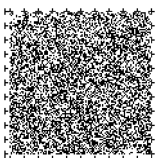
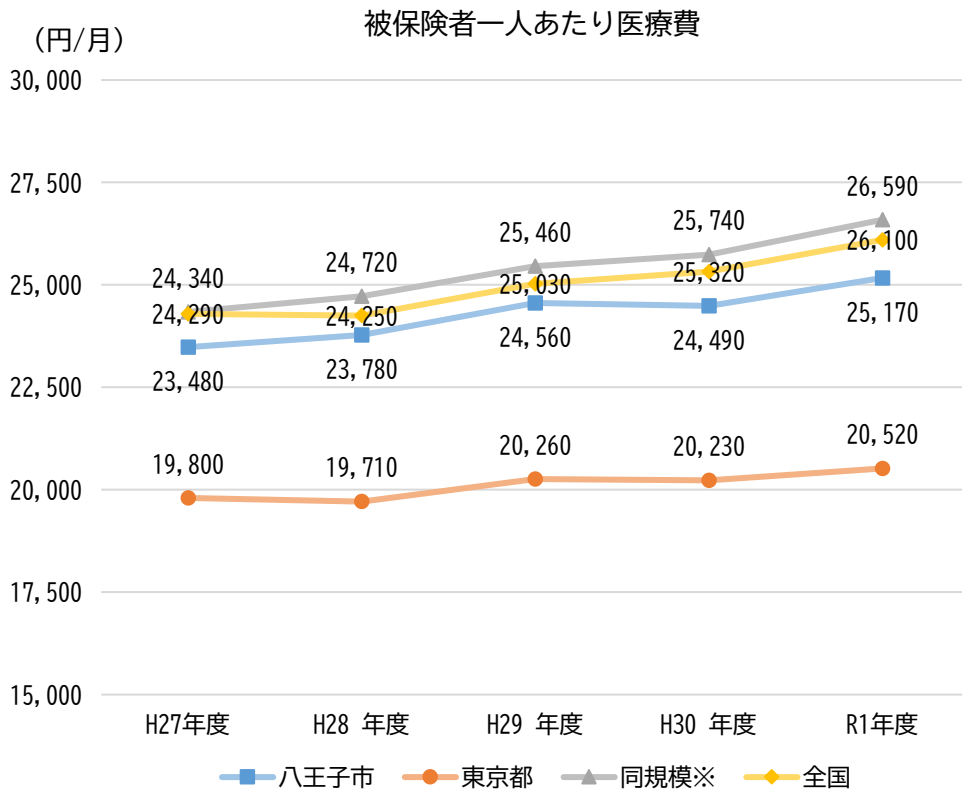
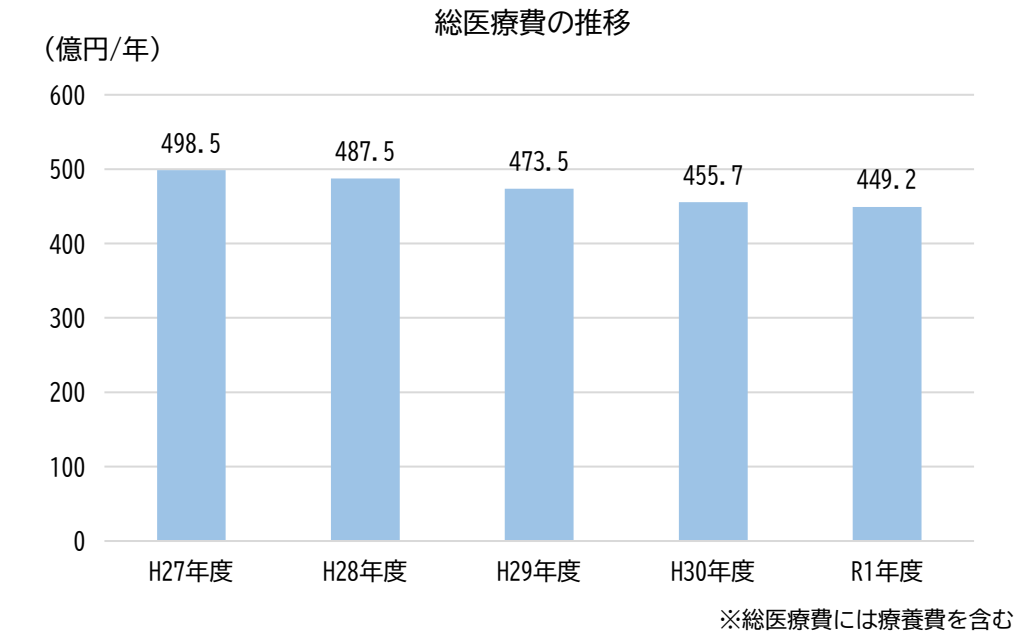


データから見る本市の現状

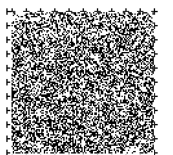
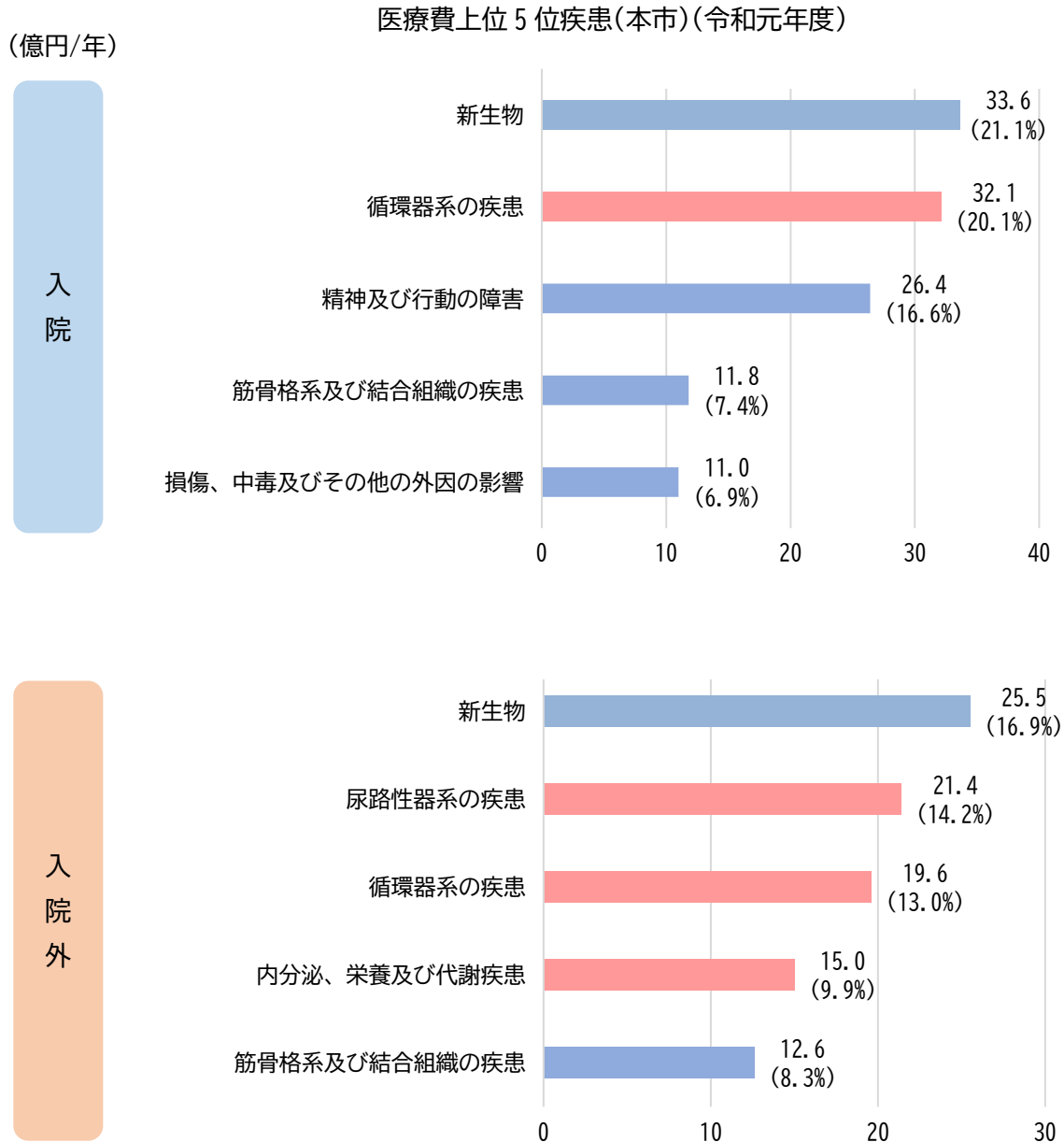
レセプトデータや健診データ等の分析により、明らかになった本市の現状を分野ごとに抜粋して示します。

1. 医療費の概況

国保被保険者数の減少により、総医療費は減少していますが、被保険者に占める高年齢層の割合が上昇しているため、一人あたり医療費が増加傾向となっています。



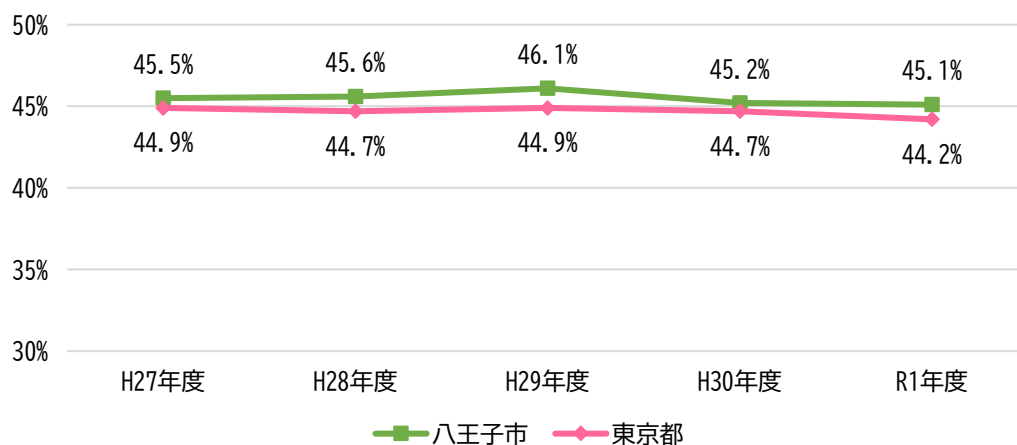
医療費の内訳をみると、「尿路性器系の疾患」、「循環器系の疾患」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」など生活習慣病に関する疾患が全体の中で高い割合を占めています。生活習慣病が重症化した疾患は医療費が高額となるため、高血圧や糖尿病の重症化予防が必要です。



2. 特定健診の概況

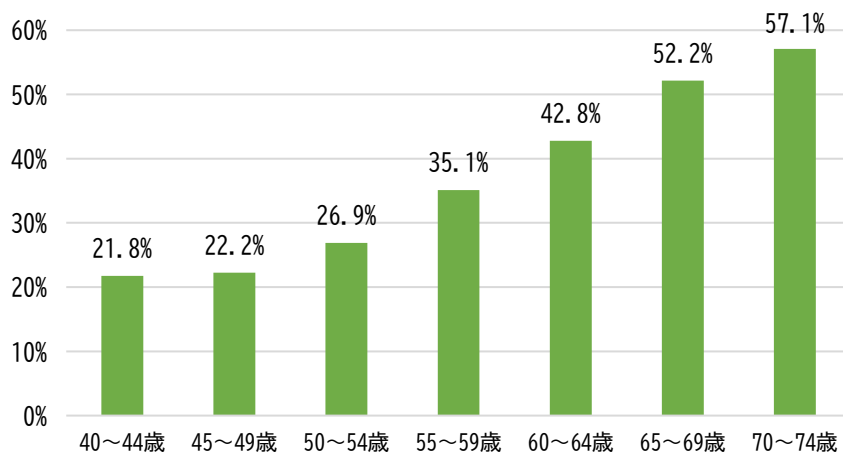
特定健診受診率は過去 5 年間 45%～46%台で推移しており、東京都平均と同水準です。しかし、令和元年度(2019 年度)の目標受診率 51.9%には達していません。

特定健診受診率推移（国保）

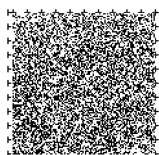
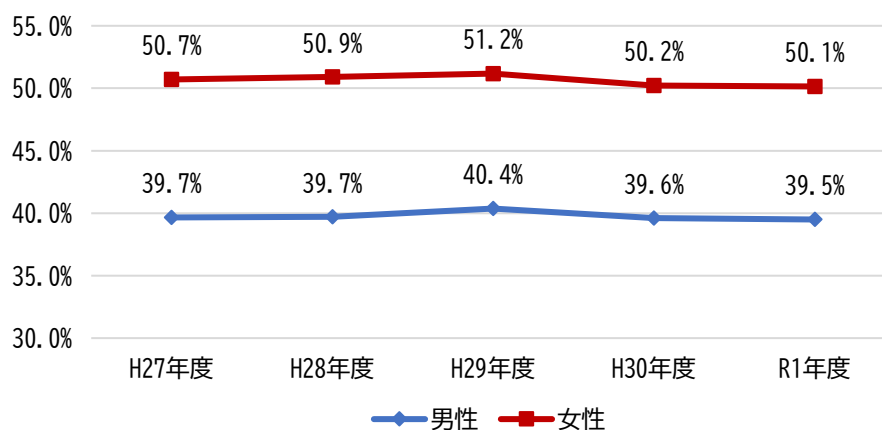


特定健診受診率を年齢階級別に比較すると、特に 40・50 代の受診率が低いことがわかります。また、男女別に比較すると、女性より男性の方が 10%以上低いことがわかります。このことから、対象者に応じた健診受診勧奨対策を講じる必要があります。

特定健診受診率（年齢階級別）（令和元年度）



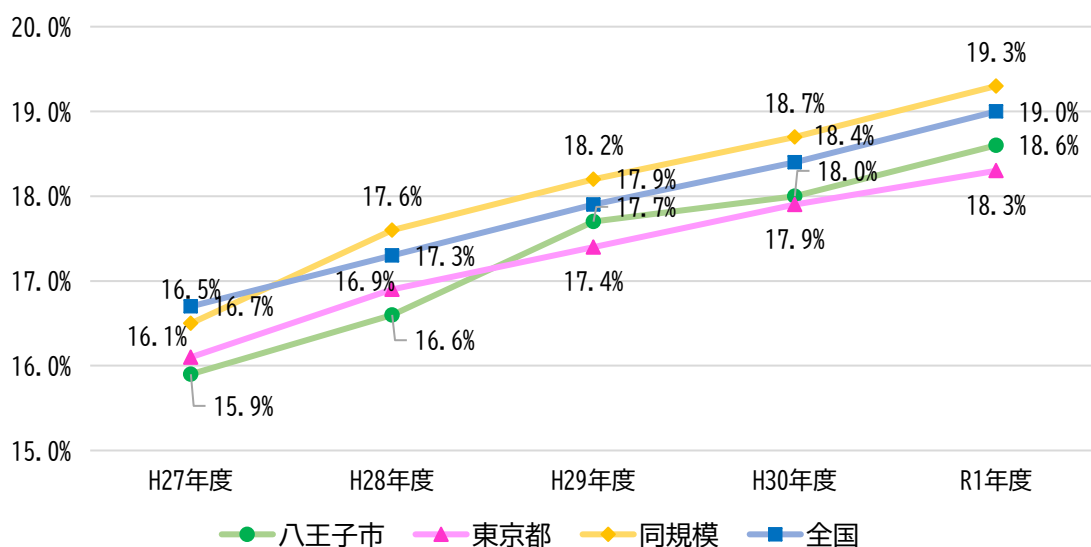
特定健診受診率推移（男女別）



3. 特定健診有所見者の概況

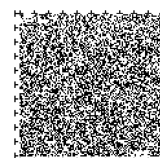
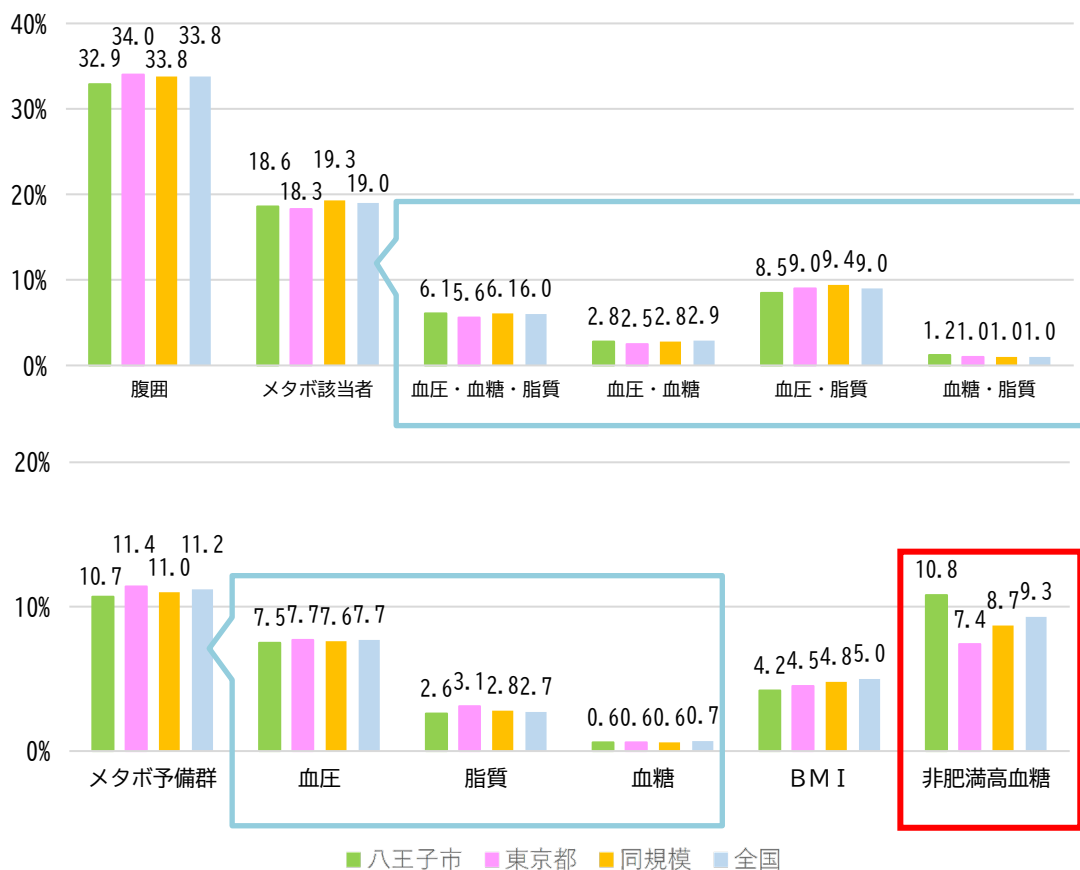
メタボリックシンドローム該当者の割合が増加傾向にあり、また、東京都平均より高い水準であることがわかります。

メタボリックシンドローム該当者の状況



非肥満高血糖の割合が全国平均を上回っています。このことから、特定保健指導の対象となる肥満者のみでなく、非肥満者についても糖尿病の対策が必要です。

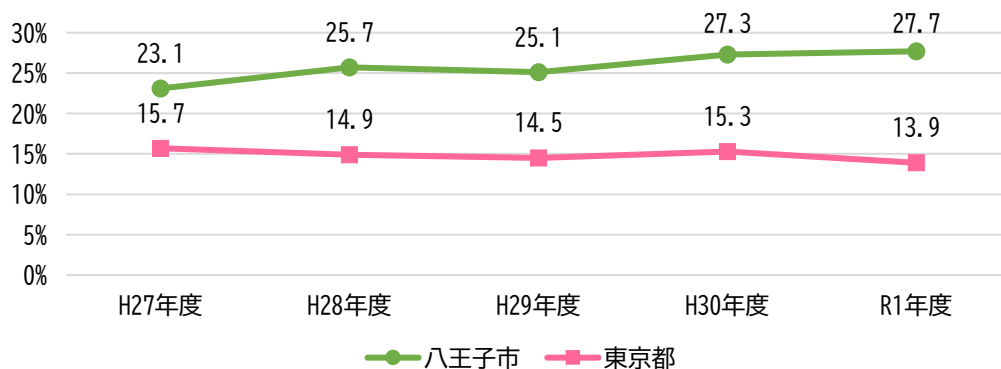
特定健診有所見者の検査項目別の人数割合(令和元年度)



4. 特定保健指導の概況

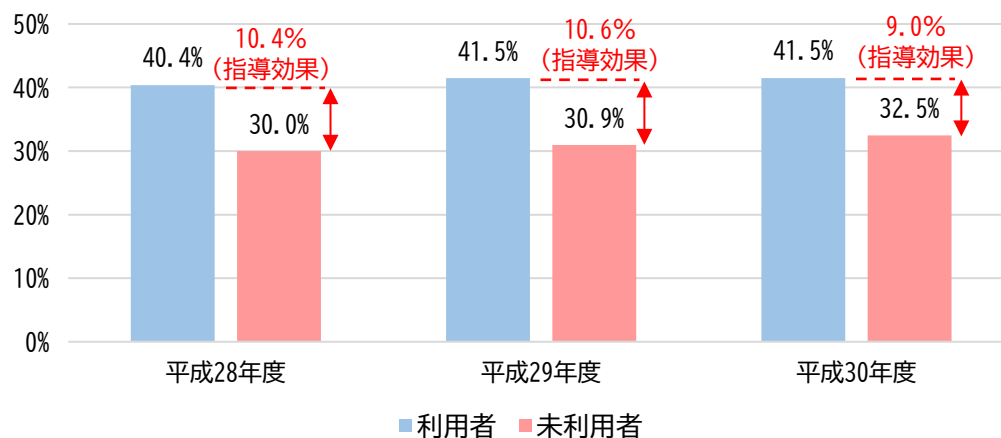
特定保健指導実施率は平成 27 年度(2015 年度)から令和元年度(2019 年度)にかけて約 4.6%高くなっており、東京都平均と比較して高い実施率を保っています。しかし、令和元年度(2019 年度)の目標実施率 40.0%には達していません。

特定保健指導実施率の推移（国保）

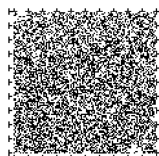
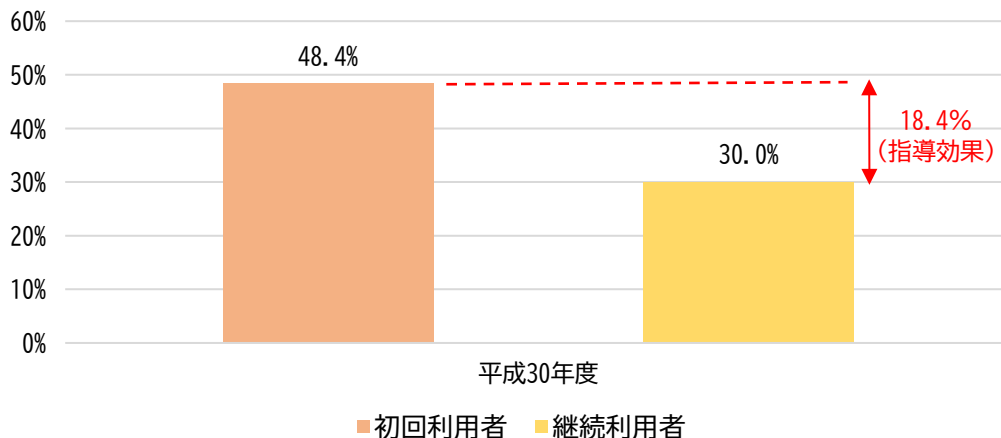


特定保健指導の脱出率は特定保健指導を利用した人が未利用の人より 10%ほど高く、初回利用者は継続利用者より約 1.5 倍以上高くなっています。このことから、今後も継続して特定保健指導利用促進に取り組む必要があります。

特定保健指導脱出率

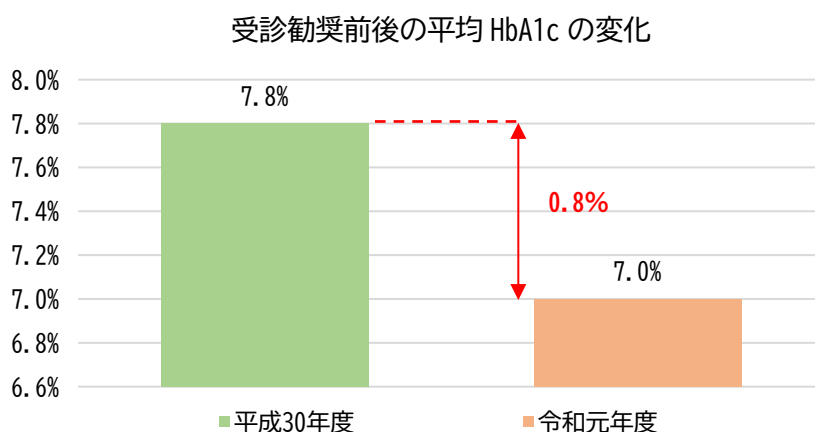
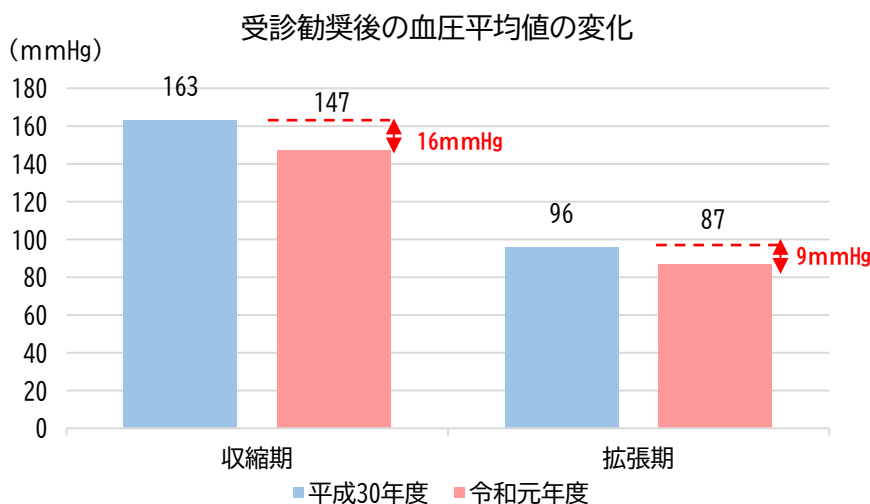


利用傾向別特定保健指導脱出率



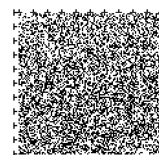
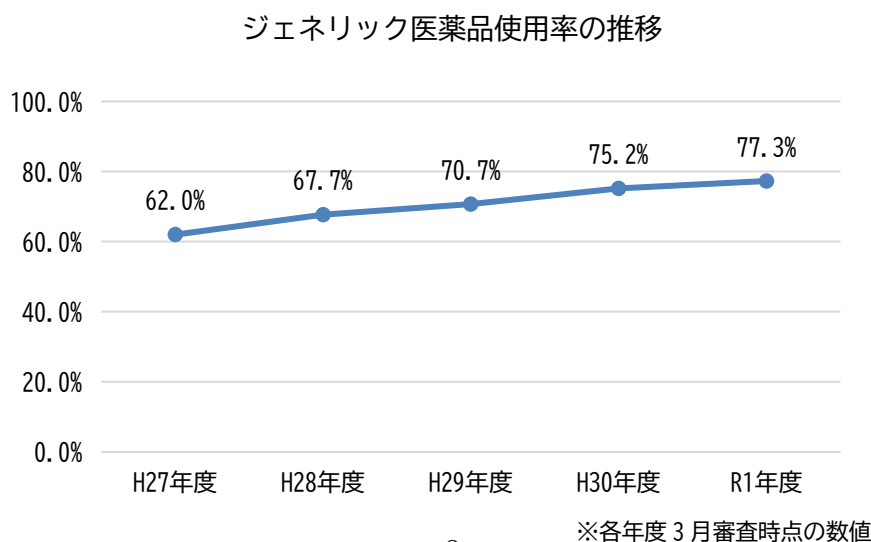
5. 生活習慣病重症化予防の概況

特定健診の結果、血圧または血糖の値が高く、治療をしていない方に受診勧奨を実施したところ、翌年度の健診結果について、改善が確認できました。受診勧奨や保健指導を引き続き実施していくことが必要です。



6. 医療費適正化事業の概況

ジェネリック医薬品の使用割合は増加傾向にあり、令和元年度(2019 年度)は 77.3%です。しかし、国の目標値は令和 2 年(2020 年)9 月末までに 80.0%であるため、今後も更なる普及が必要です。



後期に向けた事業計画

本市の現状を踏まえ、後期計画期間に実施する保健事業は以下のとおりです。

基本対策１ 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上

強化 特定健診受診率向上事業

○事業内容

健診対象者を過去の健診履歴から「新規対象者」、「連続受診者」、「たまに受診者」、「連続未受診者」に分類し、さらに健診結果、レセプトデータ、年齢等を考慮したうえで、通知等による受診勧奨を実施する。勧奨メッセージは対象者の特性に合わせたものを開発する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・40・50代を重点的に勧奨する。
- ・男性を重点的に勧奨する。
- ・連続未受診者については、対象者を絞って（節目年齢等）勧奨する。

継続 特定保健指導実施率向上事業

○事業内容

働き盛りの世代にも利用しやすい会場、日程で実施するとともに、より利便性の高い内容となるよう検討する。また、経年的な検査結果や過去の保健指導の内容も踏まえた質の高い保健指導を実施する。行動変容の動機付けを高める指導や、セルフチェック等での意欲の継続を促す。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・面談方法の選択を増やすため、動機付け支援においても、ICT面談実施を検討する。
- ・経年的な健診結果や指導内容も踏まえた保健指導を実施する。
- ・行動変容の動機付けとなるような指導やインセンティブを工夫する。

基本対策２ 生活習慣病重症化予防事業の実施

継続 高血圧・糖尿病受診勧奨事業

○事業内容

健診の結果、血圧または血糖が高く、健診後も検査・治療をしていない方に対し、受診勧奨通知を送付する。特に数値が高い方に対しては、保健師・管理栄養士が電話でも勧奨を実施する。また、健診未受診で、糖尿病の治療を中断している方には受診勧奨通知を送付する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・血圧が受診勧奨判定値を超えていて、かつ未受診の方に、受診勧奨を実施する。
- ・血糖が受診勧奨判定値を超えていて、かつ未受診の方に、保健福祉センターと協力して受診勧奨及び保健指導を実施する。
- ・糖尿病の治療を中断している方に受診勧奨を実施する。

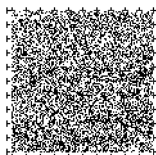
継続 糖尿病性腎症重症化予防指導

○事業内容

糖尿病性腎症の重症化リスクが高い方に、保健師・管理栄養士より、糖尿病療養に必要な指導を実施する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・重症化リスクが高い方に、主治医と連携した保健指導を実施する。
- ・すでに重症化予防指導が終了した参加者について、経年的に健診結果等をモニタリングする。



基本対策3 医療費適正化事業の推進

継続 ジェネリック医薬品普及推進事業

○事業内容

ジェネリック医薬品に切り替えることで 500 円以上自己負担額が低下する対象者に対して、勧奨通知を送付する。また、市広報やジェネリックシールの配布により、さらなる普及に向けた事業周知を図る。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・市広報等を活用し、引き続き周知、使用促進を図る。
- ・年齢別、薬効別の使用率について分析を行い、分析結果を踏まえた効果的な対策を検討する。

継続 併用禁忌・重複服薬対策事業、重複頻回受診対策事業

○事業内容

医療費の適正化と被保険者の健康被害の防止のため、併用禁忌、重複服薬、多剤併用、頻回受診者のレセプト分析を行い、勧奨通知を送付する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・対象者が改善に向けて医療機関等に相談できるような勧奨通知を作成する。
- ・傷病名から受診傾向の分析を行い、対象者を絞ってより効果的な勧奨を実施する。
- ・過年度実施事業の分析を行い、傾向を把握し、通知回数、通知時期を検討する。

継続 第三者行為求償事務

○事業内容

被保険者が第三者行為による傷病により医療等の給付を受けた場合、その給付の価額の限度において被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険者が代位取得し求償を行う。求償事務においては、被保険者から提出される被害届等の書類が必要となるため、未提出者に対して書類の提出を促す通知を送付する。また、第三者行為による傷病の疑いがある被保険者に対して確認の通知を送付する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・第三者行為における被害届等書類の届出義務の周知を図り、未提出者に対して効果的な通知を送付する。
- ・レセプト点検を強化する。

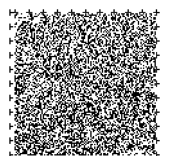
継続 柔道整復レセプト二次点検事業

○事業内容

柔道整復施術を受けた被保険者に対して、施術内容に関するアンケートを送付し、疑義のあった被保険者にはアンケート内容の確認、制度周知のため電話勧奨を実施する。また、長期間柔道整復施術を受けている被保険者に対して、かかり方のリーフレットを送付する。

○現状・課題を踏まえた改善点

- ・現行の適正化事務を継続して実施する。
- ・患者、施術所照会を通じて不正請求が疑われる場合は東京都へ情報提供する。





概要版

八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画【改定版】
平成 30 年～令和 5 年度(2018～2023 年度)

発行日：令和 3 年(2021 年) 3 月

発 行：八王子市

編 集：医療保険部 成人健診課・保険年金課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

TEL 042-620-7428 FAX 042-621-0279 (成人健診課)

URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

